

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期北見市地方創生総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道北見市

3 地域再生計画の区域

北海道北見市の全域

4 地域再生計画の目標

本市では、2020（令和2）年2月に策定した第2期北見市地方創生総合戦略に基づき、国の地方創生関係交付金も有効に活用しながら、人口減少対策などの地方創生関連施策を推進しており、地方創生に一定の成果が得られている。しかしながら、依然として出生率の低下や人口の転出超過が続いており、本市の人口をめぐる情勢は、引き続き厳しい状況にある。

本市における1960（昭和35）年以降の人口推移を国勢調査からみると、1960（昭和35）年時点では、105,416人（合併前の旧北見市、旧端野町、旧常呂町及び旧留辺蘂町の計をいう。）であり、その後、1985（昭和60）年までは増加傾向にあったものの、2000（平成12）年の132,125人をピークに、その後減少傾向にある。2020（令和2）年には115,480人となっており、また、国立社会保障・人口問題研究所の2023（令和5）年推計によれば、2050（令和32）年には、76,004人となる見込みである。

本市の合計特殊出生率の推移をみると、なだらかな減少を続けて、2003（平成15）年～2007（平成19）年には1.26となったが、2008（平成20）年～2012（平成24）年は1.36、2013（平成25）年～2017（平成29）年は1.40と上昇傾向で推移したものの、直近値（2018（平成30）年～2022（令和4）年）は1.31と減少している。

自然動態をみると、合併後の2006（平成18）年度以降において、出生数は2006

(平成 18) 年度の 949 人をピークに減少傾向にあり、2023 (令和 5) 年度には 507 人となっている。その一方で、死亡数は 2023 (令和 5) 年度には 1,842 人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲1,335 人 (自然減) となっている。

社会動態をみると、札幌市や東京都などの都市圏への人口流出がみられ、合併後の 2006 (平成 18) 年度以降においては、転出者が転入者を上回る社会減の傾向となっており、2023 (令和 5) 年度には転入者 3,856 人に対し、転出者 4,105 人と▲249 人の社会減となっている。

これらから、本市は社会増減、自然増減のいずれについても減少傾向にあることがわかる。

さらに、年齢 3 区分別の人口動態を合併後の 2006 (平成 18) 年以降でみると、年少人口 (0~14 歳) は 2006 (平成 18) 年の 17,049 人をピークに減少し、2024 (令和 6) 年には 10,989 人となる一方、老年人口 (65 歳以上) は 2006 (平成 18) 年の 28,133 人から 2024 (令和 6) 年には 38,547 人と増加傾向となっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口 (15~64 歳) も 2006 (平成 18) 年の 83,365 人をピークに減少傾向にあり、2024 (令和 6) 年には 61,188 人となっている。

このように、転出超過が続き、生産年齢人口も減少すると、活力ある地域社会の維持が困難となり、本市の将来的な経済規模縮小や生活水準の低下を招くことが懸念される。

これらの課題に対応するため、次の基本目標を掲げ、一人ひとりの希望をかなえるとともに、多様な人材の活躍を推進し、地域資源や人材を活かす雇用の質と量の確保を目指す。

- ・基本目標 1 地域の宝を活用した良質な産業・雇用を創出し、安心して働けるまちを実現する
- ・基本目標 2 誰もが暮らしやすいまちの魅力を育み、地域へのひとの流れをつくる
- ・基本目標 3 それぞれの結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり
- ・基本目標 4 ひとが集い、安全で安心して暮らすことができるまちをつくる

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2029年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	平均所得	3,203千円	3,395千円	基本目標1
ア	若者(25～29歳)の就業率	86.7%	87.0%	基本目標1
ア	女性(25～34歳)の就業率	77.7%	78.0%	基本目標1
ア	新規起業・創業数	60件	70件	基本目標1
イ	転出超過数	124人	120人	基本目標2
ウ	婚姻件数	376件	380件	基本目標3
ウ	出生数	507人	510人	基本目標3
ウ	合計特殊出生率	1.31	1.33	基本目標3
ウ	教育・保育施設利用割合 (1月1日現在)	98.5%	100.0%	基本目標3
エ	「北見市に住み続けたい」 、「一度市を出て、帰っ てきたい」と考える市民 の割合	64.1%	75.0%	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

第3期北見市地方創生総合戦略推進計画事業

ア 地域の宝を活用した良質な産業・雇用を創出し、安心して働けるまちを

実現する事業

- イ 誰もが暮らしやすいまちの魅力を育み、地域へのひとの流れをつくる事業
- ウ それぞれの結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり事業
- エ ひとが集い、安全で安心して暮らすことができるまちをつくる事業

② 事業の内容

- ア 地域の宝を活用した良質な産業・雇用を創出し、安心して働けるまちを実現する事業

日本全体として人口減少・高齢化が急速に進んでいる中で、年少人口は特に顕著な減少を見せ、生産年齢人口も減少している。若年層は人口減少に加え進学率の高まりもあり、地域で就業する人には限りがあることから、新卒者のみならず、U J I ターン者の活用など、人材不足の解消に努める必要がある。また、地方において労働力人口の減少、消費市場の縮小が懸念されており、人が訪れ、住み続けたいと思えるような地域を実現するためには、地域の稼ぐ力を高め、新規起業・創業にチャレンジすることができ、やりがいを感じることができる魅力的な仕事の間や雇用機会を十分に創出し、生涯にわたり生活が営める賃金水準の確保、女性や高齢者、障がいのある方、外国人労働者などの就業促進、ワーク・ライフ・バランスの確保などに加え、リスクリングなど人材育成を支援することで、安心して働ける環境を整えることが重要である。

このようなことを踏まえ、東京圏・札幌圏との交通アクセス性が高く、自然環境が豊かで生活にストレスの少ない、ほどよい都市である本市には、その地域特性、豊かな農林水産物、国立大学法人北海道国立大学機構北見工業大学や日本赤十字北海道看護大学をはじめとする高等教育機関など様々な地域の宝があることから、これらを最大限に活用し、「安心して働けるまち」の実現に向けた施策を展開する。

【具体的な事業】

- ・多様で柔軟な雇用の創出と担い手の確保に向けた多面的な取組
- ・農林水産物の活用
- ・着地型観光の推進

等

イ 誰もが暮らしやすいまちの魅力を育み、地域へのひとの流れをつくる事業

本市においては依然として転出超過が続いており、本市への移住・定住を促進するためには、引き続き、若者の本市における修学・就業を推進することによる流出抑制や、U J I ターンの促進を図ることはもとより、誰もが暮らしやすい本市の魅力を育み、SNS等を効果的に活用した情報発信などによる都市部からの人の呼び込み、呼び戻しに取り組むとともに、将来的な移住・定住にもつながるよう、観光などによる交流人口の拡大に加え、ふるさとテレワークや二地域居住、ふるさと納税による寄附者など、本市に多様な形で関わる関係人口を創出・拡大することで地域への新しいひとの流れをつくる。

【具体的な事業】

- ・地元大学等との連携による地域の未来を担う人材の確保
- ・シティ・プロモーションの推進による関係人口の創出・拡大
- ・ふるさとテレワークや二地域居住を入口とした「転職なき移住」の促進

等

ウ それぞれの結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちづくり事業

我が国の出生数は減少が続いており、2022（令和4）年の合計特殊出生率は、全国で1.33、北海道で1.21、本市で1.31となっている。急速な少子化の進行は、若い世代における未婚率の増加や晩婚化に伴う第1子出産年齢の上昇、就業状況の変化に伴う結婚・出産・子育てに対する経済的負担や子育てと仕事の両立のしにくさなどの要因が複雑に絡み合っている。

こうしたことを踏まえ、男女ともにそれぞれの希望に応じた結婚・出産・子育てと仕事の両立が可能となるようワーク・ライフ・バランスの確保をはじめとして、地域や企業など社会全体で、サポート体制を構築することで、それぞれの希望がかない、実効性のある少子化対策を推進する。また、政府が「こどもまんなか社会」の実現に向け、閣議決定した「こども大綱」を踏まえ、結婚前から妊娠、出産、子育てに至る各段階における必要な取組を推進する。

【具体的な事業】

- ・妊娠・出産から一貫した支援の充実
- ・結婚を希望する方へ出会いの場の提供・創出
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・教育の充実

等

エ ひとが集い、安全で安心して暮らすことができるまちをつくる事業

誰もが本市を訪れたい、住み続けたいと思えるようなまちとするために、都市機能、日常生活サービス機能など質の高い暮らしのためのまちの機能を維持・確保するとともに、地域資源を最大限に活かし、豊かな自然・文化の中で暮らしたい、人々とのつながりに恵まれて暮らしたいといった、一人ひとりの希望をかなえ、それぞれの人権・多様性を尊重した魅力的なまちづくりを進める。

また、本市において、安心して暮らすことができるよう、医療・福祉サービス等の機能を確保し、生涯活躍のまちづくり、ライフステージに応じた健康づくりを推進するとともに、防災・減災や地域交通の確保、ゼロカーボンを通じた持続可能な地域づくりにより、安全・安心なまちづくりを進める。

【具体的な事業】

- ・健康づくり推進体制の充実
- ・公共交通の維持確保
- ・周辺町との連携による魅力的な地域の形成
- ・多核連携型のコンパクトなまちづくり
- ・防災・減災に向けた国土強靱化の推進
- ・財政健全化を踏まえた行政運営の効率化・適正化
- ・脱炭素・循環型社会の構築
- ・多様性を認め合う社会の実現

等

※ なお、詳細は第3期北見市地方創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,000,000千円（2025年度～2029年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度12月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式Webサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2025（令和7）年4月1日から2030（令和12）年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）：【B0908】

① 事業概要

本市内の雇用創出を図るため、5-2②アに対し地方創生応援税制に係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方創生応援税制に係る寄附受領証を発行する。

② 事業実施期間

2025（令和7）年4月1日から2030（令和12）年3月31日まで

6 計画期間

2025（令和7）年4月1日から2030（令和12）年3月31日まで